

社会福祉法人雄岡山福祉会

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人雄岡山福祉会（以下「この法人」という。）の定款第五及び第十五条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第十五条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第五条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、社会福祉法第四十五条の三十五第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の区分)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 評議員報酬（別表1）
- (2) 理事長報酬、その他常勤理事（別表2）
- (3) 理事・監事の報酬
- (4) 役員賠償責任保険への加入

(報酬等の額の算定方法)

第4条 評議員には、定款第八条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 個々の評議員の報酬は、別表1に定める額とする。
- 3 常勤役員の報酬は、別表2に定める額を、評議員会の承認を得て決めるものとする。ただし、当法人の毎年4月～翌年3月の試算表の経営状況によってはこれを支給せず又は、減額して支給することがある。
- 4 この法人の全理事の報酬総額は、年間900万円以内とする。
- 5 この法人の全監事の報酬総額は、年間100万円以内とする。
- 6 この法人の理事、監事の報酬は、当該会議に出席した都度、別表3に定める額とする。
- 7 福祉をはじめとする各分野のオブザーバーとしての理事会・評議員会への出席者への報酬は別表3の(3)に定める額とする。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は通勤費支給基準に準ずる。
- 3 役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(支給の方法)

第6条 理事長の報酬等及び費用(旅費を除く)は、当該年度の定時評議員会終了後5日以内に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。

- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等及び常勤役員の旅費は、必要の都度支払う。

(支給の形態)

第7条 報酬等及び費用は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(出張旅費)

第8条 出張旅費は原則として交通費、宿泊費、宿泊日当及びその他の費用に区分する。

- 2 交通費は鉄道賃、船賃、車賃、航空賃(急行料金、特急料金、指定席料金などを含み別表7)に要した費用を支給する。
- 3 宿泊費は宿泊に伴う室料、夕朝食費、付随する税及びサービス料とし、出張中の宿泊数に応じて支給する。
- 4 宿泊日当は宿泊を伴う出張に対して、1日あたり10,000円を支給する。
- 5 その他出張中において用務に支出した通信費、物品輸送費及び雑費等は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。
- 6 参加費等の費用を別途支給されたときは、重複する出張旅費等は支給しない。
- 7 前項の関わらず、理事長が必要と認めた場合は、実際に通過した順路や方法に基づいて計算するものとする。
- 8 理事において、施設の職を兼務する者には、この規定を適用する。

(出張旅費の仮受け)

第9条 出張旅費は出発前に予定計算額の範囲内で仮払い申請書をもって仮受けすることができる。

(出張旅費の精算)

第10条 出張者は出張終了後速やかに領収書等を添付して、出張旅費を精算するものとする。

2 出張旅費を仮受けした場合は出張終了後速やかに領収書等を添付して、出張旅費を精算するものとする。

(退任慰労金)

第11条 退任役員等に対する退任慰労金の金額は、任期に応じて算出した金額とする。

(1) 理事長

在任期間1期 20,000円

在任期間2期 30,000円

在任期間3期以上 50,000円

(2) 理事、監事

在任期間1期 20,000円

在任期間2期以上 30,000円

(3) 評議員

在任期間1期 20,000円

在任期間2期以上 30,000円

2 在任期間の計算は、役員等就任日を起算とする。

(支給の方法)

第12条 退任慰労金は、役員等を退任した時点において、現金にて支給する。

(控除)

第13条 退任慰労金の支給にあたり、法定の源泉税及び退任役員等が法人に対して負担する債務があるときは、その額を控除する。

(受章祝金)

第14条 役員等が社会福祉事業に関する功勞により、厚生労働大臣、兵庫県知事の功勞表彰または国の叙勲、褒章制度に基づく叙勲、褒章を受けたとき及び理事長が指定した褒章などを受けたときは、別表4に定める祝金を支給する。

(傷病見舞金)

第15条 役員等が傷病により入院が継続して2週間以上に及んだときは、別表4に定める傷病見舞金を支給する。

(災害見舞金)

第16条 役員等が火災、水害その他不時の災害を受けたときは、その被害に応じて別表4に定める災害見舞金を支給する。

(弔慰金)

第17条 役員等が死亡したときは、別表5、別表6の定めにより相続人に弔慰金及び香華料を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

(公表)

第18条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第19条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(細則)

第20条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に細則で定めるものとする。

附則

この規程は平成30年6月25日(定時評議員会の議決日)から施行する。

この規程は令和2年5月2日(臨時評議員会の決議日)より一部改訂して施行する。

この規定は令和4年6月15日(定時評議員会の議決日)より一部改訂して施行する。

別表1（評議員の報酬）

職務内容	日 額
評議員会への出席	20,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	20,000円

※ 定款に定める総額を超えることはできないことに留意すること。

別表2（常勤役員の報酬等）

(1) 月額報酬

役職名	月額報酬上限額
理事長	300,000円以内
その他常勤理事	200,000円以内

別表3（役員の報酬）

(1) 理事

職務内容	日 額
理事会等会議への出席	20,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	20,000円

※ 評議員会で定める総額を超えることはできないことに留意すること。

(2) 監事

職務内容	日 額	日 額
		※公認会計士資格を有する者
監事監査等への出席	20,000円	50,000円
理事会、評議員会等会議への出席	20,000円	30,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	20,000円	30,000円

※ 評議員会で定める総額を超えることはできないことに留意すること。

(3) その他

外部参加者	日額
意見聴取の為福祉をはじめとする各分野の有識者がオブザーバーとしての理事会・評議員会への出席	10,000円

外部参加者	日額
法人監事監査への立会の為の顧問税理士が出席の場合	30,000円

別表4（祝金及び見舞金）

区 分	支給基準額	備 考
受章祝金	ア. 兵庫県知事、厚生労働大臣 表彰受章のとき20,000円 イ. 国の褒章制度による 褒章受章のとき30,000円 ウ. 理事長が指定した褒章 10,000円以上30,000円以内	
傷病見舞金	ア. 私傷病見舞金 10,000円 イ. 業務上の傷病による見舞金 (通勤災害を含む) 30,000円	
災害見舞金	被害の程度により 10,000円以上50,000円以内	

別表5（香華料）

対象者	支給基準	備 考
配偶者	30,000円	弔電・生花
父母	10,000円	
配偶者の父母・義父母	10,000円	
子	30,000円	
祖父母	10,000円	弔電
兄弟	10,000円	

別表6（弔慰金）

対象者	支給基準	備 考
理事長	100,000円	弔電・生花
その他役員	50,000円	

別表7（出張に伴う移動手段）

区分	役員	
交通費	新幹線	グリーン
	船舶	1等
	飛行機	ビジネス・プレミアムエコノミー
	車・バス	実費